

特集「コロナに打ち克つ経営の為に大事な事とは」(第3回) 「助成金等を活用した持続的経営の追求」

特集「コロナに打ち克つ経営の為に大事な事とは」(第1回・第2回)はいかがでしたか？

第3回目の今回は【⑧支援策活用の実務面シリーズ】です。

「助成金を活用した持続的経営の追求」と題して、まずは、最も効果的な助成金として下記の活用方法、申請及び給付を受ける為のポイント等を具体的に紹介します。

まずは、給付金・助成金等の支援制度の活用をわかりやすくまとめた「早わかり表 新型コロナウイルス感染症関連支援制度」をシェアしたいと思います。

持続化給付金、雇用調整助成金等の申請に注力すべきと思います。是非活用願いたいと思います。

早わかり表 新型コロナウイルス感染症関連支援制度

条件	利用可能な支援制度	支給額	概要・解説	難易度
休業要請に協力しているなら	感染防止協力金	東京都内 50万円～200万円	感染防止に協力し時間短縮した飲食店舗に対し協力金を支給。申請は比較的簡単であり1カ月以内支給可能(東京都は2週間)でありまずは直ぐに申請すべき	簡単
売上高が5%以下なら	新型コロナウイルス感染症特別貸付	小規模事業者 ～ 6000万円 中小企業融資額 ～ 3億円	まずは政府系日本政策金融公庫等を活用を。決算書等提出資料が多く大変であるがポイント説明資料を追加する等審査担当者の負担を下げる事が重要。混雑しており1.5か月はかかるがまずは資金繰りが最重要で申請すべき	比較的簡単
	雇用調整助成金	10名10日間の場合 100万円(試算)	今回大幅な緩和で多くの事業者が受け取れるよう改訂した大きな支援を受けれるありがたい制度であり、まずは経営者は申請に向け動くべき。支給は1カ月以上かかると推察	比較的大変
売上高が50%以下なら	持続化給付金	個人事業者 上限 100万円 法人 上限 200万円	50%売上減で大きな影響を受けている事業者は上限額を2週間程度で受け取れるありがたい給付金である。経産省も簡単に申請できるオンライン申請を受け付けている。給付金受け取るか否かで精神的にも大きく変わる	比較的簡単
申請書に不慣れの経営者向けに支援をしています。気軽に相談及び問い合わせ下さい。				

上記の中から、今回はまず次の2点を説明いたします。

A) 「新型コロナウイルス特別貸付制度」活用して早めに資金繰り支援を受け取る方法

B) 持続化給付金の申請のポイントと事前準備

又コロナに打ち克つ経営を追求する上で大いに活用できる助成金として下記を説明します。

C) 【働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)】

A) 新型コロナウイルス特別貸付制度」活用して早めに資金繰り支援を受け取る方法

新型コロナウイルスの感染拡大を受け資金繰りに危機感を感じ大いに頭を抱えて経営者の方々がいる事から、先ずは、弊社及び指導先の経験を基に「**新型コロナウイルス特別貸付制度**」活用して早めに**資金繰り支援を受け取る方法**を紹介します。ポイントは以下の通りです。

日本政策金融公庫では、申し込みが殺到しており、担当からの連絡が2週間以上たってもないとの状況も発生しており資金振り込みまでは、弊社指導先では3週間でありましたが、現状では1.5カ月半以上かかるのではと推察します。

融資を受ける為に要求されている資料は申込書以外に、決算書もBS/PL以外に税務署に提出した書類（勘定科目明細書等）を含む膨大な書類が必要で、日本政策金融公庫等の担当官も多く時間を必要とします。従って、如何に**彼らの負担を軽減し、審査を円滑する工夫は大事です**。担当官が融資をしてもらいたいと判断できるようなエビデンスが重要となります。特に、**ポイントは下記の5点が明確に説明できるかである**と考えます。

下記のポイントは面談・審査でも確認されることであり、事前に明確であれば弊社指導先のケースのように面談審査は免除されます。又内容次第では融資ないケースもあるので最も重要だと思います。

- ① 過去2-3カ年のビジネス・事業概要が明確に分かり安定しておりしっかり納税している事
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大がどのようにビジネスに影響を受けたか。具体的な売上減額
- ③ 今期試算表（PLだけでなくBSもあった方がいい）を基に今回の新型コロナウイルスの感染拡大がなければ順調であったとの説明資料
- ④ 非常事態宣言期間の経営の進め方と社員に対する方針
- ⑤ V字回復する為の経営の進め方及び平常時に戻った際の売り上げ水準と試算

上記の**経営者としての考え方が重要**であり、**社労士・税理士等にまかせではなく、経営者がシッカリ説明できなければなりません**。説明資料としては1-2枚程度にまとめ上記の要求資料に加え提出することで印象もよくなり審査期間を大幅に短縮できます。

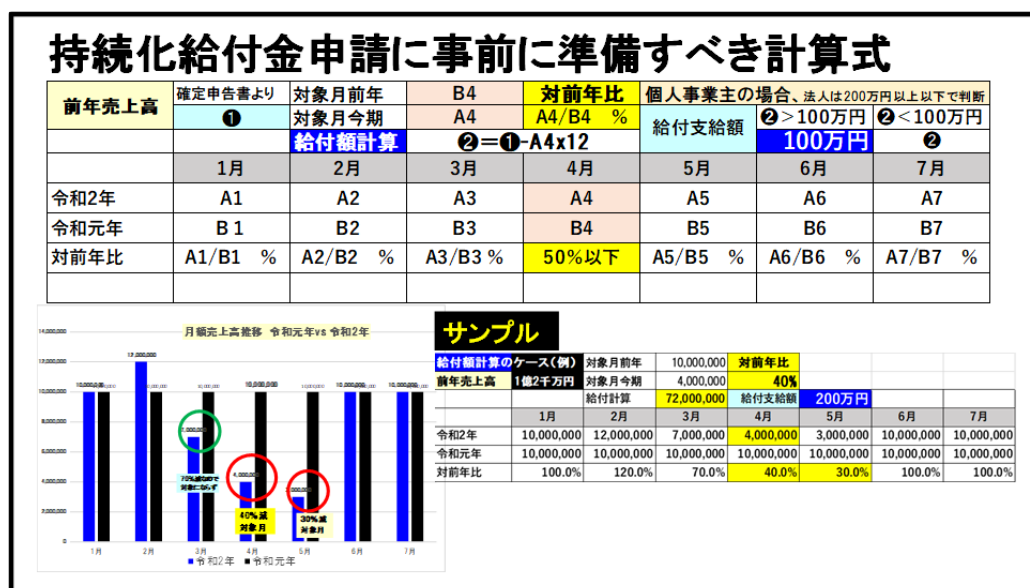
B) 【持続的給付金】

①は概要、②に申請上のポイント、③に給付金獲得のためのシンカの提言を示しています。

- ① 新型コロナウイルス感染関係の108兆円の経済支援の目玉であり、売上半減の場合中小企業が最大200万円の給付を受けとることができるものですが、補正予算（2兆3千万円）の為に国会での補正予算成立後となりましたが、5/1からオンライン申請での受付が開始し初日に5万件等既に50万件の申し込みがあり、既に5/8から給付も始まり2週間程度で受け取れる大変ありがたい支援策です。資本金10億円以下の法人で最大200万円の給付となります。詳細は経産省HP参照願います。弊社では別途【持続化給付金の申請のポイントと事前準備】と題して無料セミナーも開催致します。
- ② 単月でも前年同月対比で50%以下が条件であり、その**売上半減の証明がポイント**となります。前年度の確定申告だけでなく今年度の売上台帳等のコピーを添付せねばならず、確認を含め

た審査となる（HP 公開）のでオンライン申請前にキッチリと準備することが重要です。又必要基本情報として 19 項目あるので事前に準備しインプットすることも重要です。

- ③ 当「持続化給付金」は「事業の継続を下支えし、再起の糧に」の為であり、この厳しい時期にどのように経営を立て直すか等の**強い再起・V 字回復の考え方と強い意志**は大事です。給付金額計算は下記の通りであり申込必要事項に記載されていないが記載することで審査は通りやすくなると思います。



C) 【働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)】(4月13日公開)ー 最大500万円

- ① 令和2年4月1日から中小企業でも時間外労働の上限規制が適用されることを受けて、生産性向上に取り組む中小企業事業者を支援する目的での助成金であり、最大で500万円近い助成金を受け取ることができるもので【コロナに打ち克つ経営】として大いに活用すべきものです。シンカとして特に活用を推奨するものです。詳細は厚生省 HP を参照願います。
- ② 申請方法及び具体的な成果目標達成時の支給額等は50ページの「申請マニュアル」を読み返さないと理解できない点が多々ありますが、下記表はわかりやすくする為にシンカがまとめたものであり、解説を加えています。

NO	成果目標		内容	上限額	秋吉解説補足
1	36協定改定	①	現協定で60時間以内に設定	50万円	既に実施でも対象
		②	新協定で60時間以下に設定	100万円	現 3 6 協定は80時間以上で設定を縮減させた場合
		③	新協定で80時間以下に設定	50万円	
2	所定休日増加	①	4週当たり3日増以上	50万円	週休完全2日制に向けえ現在の所定休日で助成額異なる
		②	2週当たり1日増以上	25万円	
3	特別休暇追加		病気休暇・教育休暇・ボランティア休暇等追加	50万円	就業規則改訂・明文化必要
4	年次有給休暇制度改定		時間当たりの年次有給休暇制度を導入	50万円	就業規則改訂・明文化必要
5	賃金引上げ	①	労働者の賃金3%引き上げ	150万円	賃上達成人数により受給額は異なる。人数枠でも上限あり
		②	労働者の賃金5%引き上げ	240万円	

生産性向上及び労働時間短縮に真剣に取り組む企業に対しての支援として**厚生省内でよく考えた支援策**である。例えば、所定休日も年間所定休日ではなく月当たりの所定休日、賃金引き上げも基本給ではなく時間当たりの単価としている点など助成金が受け取りやすくしています。**しかしながら**、土曜出勤もある所定休日 105 日の中小企業が月当たり所定休日を 1 日から 3 日に増加させることは労働生産性（＝付加価値÷総労働時間）を 11.4%以上上げる必要があり簡単な事ではない。又 5 の賃金引き上げも上記の**労働生産性を上げない限り成果達成とはならない**。5%の賃金引上げ達成には労働分配率が60%の場合、労働生産性の 10%以上向上が必要である。従って、単に上記助成金を獲得しようと申請しても労働生産性を実質上げない限り成果目標を達成できなく申請書を提出しても支給されないことを留意すべきである。**「単に申請書だけではダメです。労働生産性を上げない限り助成金を受け取ることができません」と示した、よく考えられた助成金制度です。**この目的を理解した申請書の作成がポイントです。

- ③ 36 協定を改定しても、単に所定休日も増加しても残業が増えるようでは「真の働き方改革」ではありません。時間外労働時間の上限規制による残業削減は生活給にしている労働者の不満を増加させ、指定休日増加等を就業規則に規定しても、生産性向上しなければ増加分を残業として増えて意味がありません。労働生産性（時間当たりの付加価値）向上を真剣に取り組まない限り成果目標達成できないので、依頼する外部コンサルタントには十分な注意を要します。**労働制生産性向上は、**経営者だけでなく、社員・労働者も残業削減及び時間当たりの生産性を上げる為の**「意識改革」、収益性・生産性の数値も含めた「見える化」等の仕組み導入及び「全社一丸生産性・収益性追求」の 3 要素**が必要である。申請書もこれらの具体的施策を考えない限り作成できないし、「交付決定」は受けにくいものとなっていますが、**真剣に「労働生産性向上」に取り組み結果を出した企業には 500 万円近い助成金を受け取れるありがたい支援制度です。**

弊社は【真の働き方改革塾】等の開催及び企業へ入り込んでの「収益性・生産性の指導支援」の実績があります。社員の幸せ及び高収益企業への成長の為に「真の働き方改革」の追求で労働生産性を大幅に向上して見ませんか？ 先ずは、申請書作成等お手伝いいたします。具体的に相談したいこと等があれば遠慮なく連絡ください。

第 3 回の内容を具体的に説明する、「コロナに打ち克つ経営」の【⑧支援策活用の実務面シリーズ】としての**「助成金を活用した持続的経営の追求」**セミナーを 5 月 25 日以降に開催の予定です。

皆さんからの当メールマガジンの率直なご感想及び助成金等に関する具体的質問も含む、ご質問を頂ければと思います。

セミナーへのご興味（参加したいとの意思表示も含め）、又どのようなセミナーを希望するか等のコメント大歓迎です。

秋吉・新井 shinka-information1995@shinka.com まで 送信をお願いします。

以上